

苫小牧市蔵書整備計画（案）に寄せられた意見と市の考え方について（パブリックコメントの結果）

意見提出期間 令和2年1月9日 ～ 令和2年2月7日 （30日間）

意見提出人数 6人

提出意見件数（項目） 6件 （30項目）

提出意見と市の考え方・提出意見を考慮した結果とその理由 次のとおり

【蔵書スペースについて】

項目 No.	提出 人数	提出された意見 (意見提出区分 第三者利益による削除等の有無)	提出された意見に対する市の考え方 提出された意見を考慮した結果とその理由	反映区分
1	2	(原文・ 整理要約 有・ 無) 6～7ページ 5 蔵書の分析と蔵書管理 蔵書回転率を上げるために蔵書構成を見直すのは本末転倒です。また、蔵書構成と年代別の利用状況をリンクさせて蔵書比率を検討することには意味がありません。蔵書スペースの確保と収蔵資料の積極的な活用に取り組むべきです。	今後さらに市民に身近で利用しやすい図書館となるために、既存資料の利用状況を把握する必要があると考え、蔵書回転率や年代別の利用状況による分析を行ったものです。蔵書回転率が低い分野の見直しや、資料要求の高い分野の充実を図ることで、市民に利用しやすい図書館を目指しています。また、本計画においては、書架を増設し、新たな所蔵スペースの確保を検討しております。なお、閉架書庫に所蔵している蔵書をテーマ展示として開架で利用する等、今後も所蔵資料の有効活用に取り組んでまいります。	C
2	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 12ページ 基本方針1 (1) ⑤ 書架の増設を主語にすべきではないでしょうか。	書架の増設は重要なことと考えておりますが、まずは限られた所蔵スペースを有効利用できるよう資料の除籍を行いながら、書架の増設も検討していきたいと考えております。	D
3	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 12ページ 基本方針1 (1) ⑤ 書架の増設を検討しますと記載していますが、重要な課題であることから書架の増設検討と蔵書の充実方針について		

		考え方を記載してほしいです。		
4	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>15 ページ 収集要綱に基づく蔵書構成</p> <p>1 「収集要綱等の見直し」で、狭隘化が進み飽和状態になりつつある限られたスペースを有効利用できるよう資料の除籍基準についても必要に応じて見直すとしていますが、除籍計画を明確にせず、除籍基準を必要に応じて見直すとはどういうことでしょうか。本計画が一貫した考え方のもとで作成されたのか疑問です。将来の苫小牧市民と本市の文化レベルを保持、向上させるためにも、図書館の基本的な使命の1つである市民の財産の蔵書スペース確保について、真剣に検討することを強く要望します。</p>	施設の増築を行う計画はございませんが、既存スペース内での書架の増設等を検討しておりますので御理解願います。	C
5	3	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他</p> <p>所蔵スペースの確保が重要な課題になっているにもかかわらず対応策が具体的に示されていません。現状、除籍の図書が多く、税金で購入した蔵書が安易に処分されています。貴重な資料を除籍処分してしまう前に、収蔵、保管するための当面の措置としてリラックススペースに書架を設置すべきです。そうでなければ、図書館の増設整備計画を発案すべきです。</p>	<p>除籍については、古い情報の資料や複本がある資料等、除籍基準に基づいて行っており、情報が新しい資料を所蔵する等、蔵書の入替えを行うことで資料の充実を図っております。</p> <p>ただ、リラックススペースについては、利用者からの要望等を受け設置したものです。現在も若年層を中心とした利用者があり、図書館に足を運ぶことで本に触れるきっかけづくりや読書活動につながる機会と場所の提供の1つとして必要と考えております。また、施設の増築を行う計画はございませんが、既存スペース内での書架の増設等を検討しております。</p>	D
6	2	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他</p> <p>年間3,000万円の図書購入費による資料増加分を玉突き式に除籍することは、税金を無駄にすることになるので、</p>	年間3,000万円の蔵書整備費については、図書以外に視聴覚資料や電子図書の購入、有料データベースの使用料などに活用しております。また、所蔵スペースの確保については、既存スペース内	D

		蔵書資料の保管スペース確保の具体的な検討内容を提示してほしいです。	での書架の増設等を検討しております。	
--	--	-----------------------------------	--------------------	--

【除籍について】

7	2	(原文・整理要約 有・無) 12ページ 基本方針1 (1) ⑤ 新陳代謝という表現は図書館にはそぐわないです。新陳代謝を行う理由と方針、その規模を記載してほしいです。	新陳代謝とは、古い情報の資料や複本がある資料等、除籍基準に基づいた除籍を行い、情報の新しい資料を所蔵する等、蔵書の入替えを行うことで蔵書の充実を図ることを指しております。また、規模については、受入冊数や除籍冊数に左右されることから明確な冊数はお示しできないことを御理解願います。	D
8	1	(原文・整理要約 有・無) 12ページ 基本方針1 指標 蔵書冊数 蔵書冊数が令和5年度と令和10年度で同じということは、除籍した資料分を購入していくということでしょうか。所蔵スペースを拡大し、全体の冊数を増加させていくことが時代のニーズに合っているのではないのでしょうか。また、13ページの「多様な資料要求に応えられる」という文言と矛盾するのではないのでしょうか。	中央図書館については、増築等を行わなければ施設の規模上、これ以上蔵書冊数を増加させることは難しいと考えております。現在、増築等を行う計画はないことから、購入等で増加した冊数と同程度の除籍が必要と考えております。しかし、古い情報の資料や複本がある資料等もあることから、資料の入替えを行い、資料の充実を図ることで、多様な資料要求に応えられるものと考えております。	D
9	1	(原文・整理要約 有・無) 15ページ 第5章 収集要綱に基づく蔵書構成 苫小牧市立中央図書館資料除籍基準（以下「除籍基準」という。）は変えてはならないものではないのでしょうか。その時々都合よく変えてしまうことを危惧します。	除籍基準とは、蔵書の新鮮さと質の高い資料構成を保つために除籍の対象となる事由及び資料について定めたものであり、都合よく基準を変えることはございません。社会情勢や時代の変化等を踏まえ変えてはいけないところと、柔軟に対応すべきところを慎重に見極めながら対応してまいります。	E
10	1	(原文・整理要約 有・無) 26ページ 苫小牧市立中央図書館資料除籍基準 図書購入予算は年間3,000万円で10年間だと3億円	年間3,000万円の蔵書整備費については、図書以外に視聴覚資料や電子図書の購入、有料データベースの使用料などに活用して	D

		になります。うち9割が除籍されると2億7千万円が無駄になることになり市民の財産が安易に処分可能となる除籍基準は問題です。	おります。除籍基準については、制度改正前の資料や複本が多数あることなどから利用価値が低下した資料を除籍することで蔵書の新鮮さと質の高い資料構成を保つための基準であることを御理解願います。	
11	1	(原文・整理要約 有・無) 26ページ 苫小牧市立中央図書館資料除籍基準 除籍リストを確認すると永年保存すべき資料が相当数除籍処分されています。これ以上の遺失を防ぐために、永年保存すべき具体的な内容を除籍基準に明記すべきです。	除籍基準については、除籍対象とする資料を示すとともに、除籍対象外とする資料について郷土資料及び行政資料は永年保存とすること等についてお示しております。また、郷土資料収集基準に本市に関連の深い製紙資料や港湾資料等を収集対象とするとお示していることから、引き続き、各種基準に沿って進めてまいります。	D

【蔵書冊数について】

12	3	(原文・整理要約 有・無) 12ページ 指標名 蔵書冊数 536,003冊には図書コーナー所蔵分を含めていますが、各図書コーナーの許容冊数が不明なため数字を示してほしいです。北栄図書コーナーが新設され6,087冊しかないことを念頭におけば、令和10年の目標値である547,000冊は少なすぎます。 令和5年と10年時点の目標値を547,000冊とした根拠と中央図書館の開架・閉架書庫と各図書コーナー別の所蔵内訳を示してほしいです。	各図書コーナーの現状冊数は、のぞみコーナーが約18.1千冊、豊川コーナーが約25.4千冊、住吉コーナーが21.6千冊、沼ノ端コーナーが約26.2千冊、北栄コーナーが7.6千冊、植苗コーナーが6.8千冊、勇払コーナーが約6.7千冊となっており、若干の前後はあるものの、現在の冊数がおおよその許容冊数と考えております。 中央図書館の開架や閉架に所蔵スペースをどのように増やせるか検討した中で、現在考えられる上限が547,000冊であると考えておりますので御理解願います。	C
----	---	---	--	----------

【図書コーナーについて】

13	1	(原文・整理要約 有・無) 6ページ 5 蔵書の分析と蔵書管理 蔵書分析は一般書と児童書の蔵書回転率により行っていますが、中央図書館と図書コーナーの分析が欠けています。	蔵書回転率を求めるための貸出冊数については、貸出場所としてカウントした冊数であり、所蔵場所別の冊数を把握することは現在のシステム上難しいことから、資料全体の利用状況について分析を	D
----	---	---	---	----------

		<p>苫小牧市図書館要覧2019の統計から中央図書館の蔵書回転率は2.34回で、図書コーナーの蔵書回転率は3.26回となっています。</p>	<p>行ったものです。</p>	
14	2	<p>(原文・整理要約 有・無) 11～14ページ 第4章これからの蔵書構成のあり方と取組内容 全貸出資料数の約半数を貸出している図書コーナーの蔵書構成には触れておらず、中央図書館との役割分担や連携協力の方向性が明確になっていません。図書コーナーの蔵書構成をどのように考えどのように役割分担とサービス向上を図るのか示してほしいです。</p>	<p>図書館の蔵書に関しましては、教育委員会が所管しており、全体的な蔵書構成として、本市の特色等を踏まえた資料や身近な課題解決を支援する資料を充実させる必要があると考えております。</p>	D
15	1	<p>(原文・整理要約 有・無) その他 貸出・利用の半数を占める図書コーナーを大事にすべきで、本計画であれば図書コーナーの整備計画も必要です。図書コーナーの蔵書は平成26年度から北栄コーナー以外増加していません。</p>		

【資料収集要綱等について】

16	2	<p>(原文・整理要約 有・無) 16～28ページ 苫小牧市中央図書館資料収集要綱（以下「収集要綱」という。）、苫小牧市立中央図書館資料収集基準（以下、「収集基準」という。）、苫小牧市立中央図書館郷土資料収集基準、除籍基準に関して各条項の「資料収集」の表現、文章の統一が必要です。</p>	<p>御指摘のとおり類似する文言は整理を行い、文章を統一するよう改めます。</p>	A
17	2	<p>(原文・整理要約 有・無)</p>		

		17ページ 第3条(8)、21ページ 第3条(8) 読書会支援図書は評価し、具体的な活動に繋がるよう期待します。	具体的な活動に繋がるような資料収集に努めてまいります。	B
18	4	(原文・ 整理要約 有・ 無) 22～24ページ 苫小牧市立中央図書館郷土資料収集基準 「基準」であれば上位規程は収集要綱になるので収集基準と同じ構成とし、以下のようにすべきではないでしょうか。 収集方針は「収集要綱第3条4(6)ア」で定義をされているため第1条(目的)「この基準は、苫小牧市立図書館資料収集要綱第2条4(6)の規定に基づき、適正な選定により郷土資料の収集するための具体的な基準を示すことを目的とする。」とすべきではないでしょうか。また、第6条(その他)は「この基準に定めるもののほか郷土資料に関する事項については図書館長が別に定める。」と規定すべきではないでしょうか。	御指摘のとおり収集基準と同じ構成に改めます。	A
19	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 26～27ページ 苫小牧市立中央図書館資料除籍基準 第7条(その他)は他の規程と整合性を図り、分かりやすくすべきではないでしょうか。	御指摘のとおり他の規程と整合性を図り同じ構成に改めます。	A

【図書館の運営について】

20	1	(原文・ 整理要約 有・ 無) 10ページ 1 蔵書整備計画の基本的な考え方 市民ニーズや利用状況を踏まえて蔵書を整備したにもかかわらず利用者や貸出数が減少している背景や原因を究明しなければ、今後の方向性に反映できません。市民ニーズや	貸出人数や貸出冊が減少していることについては、全国的に同様の課題があり、本市におきましても、20代を中心に貸出人数が減少しております。電子書籍の市場規模が拡大傾向にあり、紙媒体から電子媒体に変更して読書する人が増えていることも理由の一つ	C
----	---	--	--	----------

		利用状況と利用実績を分析する必要があります。	として考えておりますが、他の理由や根本的な原因を把握し、貸出人数や貸出冊数を増加させるために、指定管理者と情報を共有しながら、共に調査研究を進めてまいりたいと考えております。	
21	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>12ページ 基本方針2 (2) ④</p> <p>基本方針2「地域の情報拠点としての蔵書の構築」(2)④に掲げている資料を漏れなく収集する体制が必要です。継続的に収集する資料のリストを作成し、現物を公開展示するなど資料を活用してほしいです。</p>	本計画は、どのような蔵書構成を目指すのかをお示したものであり、資料の活用方法等に関する取組に触れておりませんが、当該資料の収集や活用は重要なことであると考えておりますので、今後の取組の参考にさせていただきます。	C
22	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>14ページ 基本方針3 すべての市民の多様な情報活用を支援する蔵書の構築</p> <p>市民の多様な情報活用の支援を強化すべきです。障がい者が活用しやすい表示の工夫や利用の呼びかけに力を入れてほしいです。録音資料の利用方法等も市の広報で周知する必要があります。</p>	本計画は、どのような蔵書構成を目指すのかをお示したものであり、施設利用等に関する取組に触れておりませんが、障がい者の方を含むすべての市民の多様な情報活用の支援は重要なことであると考えておりますので、収集した資料を有効に活用していくための取組の参考にさせていただきます。	C
23	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>その他</p> <p>市民の教育と本市の文化の発展に寄与するための施設であることから、多くの市民に利用されて読書意欲が高まり、文化の向上、発展につながるような蔵書の整備、充実を進めていただきたいです。心豊かな市民生活に役立つ本計画を策定し、図書館を運営していただきたいです。</p>	苫小牧市教育委員会では、平成30年に地域の情報拠点として、市民に喜ばれ、市民生活を豊かにする図書館運営の方向性を明確にするため苫小牧市図書館運営方針を策定しております。本方針で示している基礎的な図書館サービスの充実等の4つの方針の中にある蔵書構成の取組を具体化するために本計画は策定するものです。今後も市民の知的源泉として地域文化を下支えする機能を継続するとともに市民の居場所としての機能も備えた滞在型図書館となるよう努めてまいります。	C
24	1	(原文・整理要約 有・無)		

		<p>その他</p> <p>これまでビジネス支援サービスを重視して取り組んできましたが、現状分析は明らかにされていません。ビジネス支援のための蔵書充実を継続するのでしょうか。</p>	<p>ビジネス支援サービスについては、指定管理者が策定した苫小牧市図書館運営計画の中で課題解決支援機能を強化する取組の1つとしてビジネス支援コーナーの充実と活用を図るとしていることから、今後も蔵書の充実は必要と考えております。</p>	E
--	--	---	---	----------

【その他】

25	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>2～9ページ 第2章 市立図書館の蔵書構成の現状と課題</p> <p>現状と課題で実績を分析していますが、苫小牧市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）と全市のデータが混在しており比較に適していません。また、原因究明に関する記述がなく不十分です。苫小牧市図書館蔵書整備計画（以下「本計画」という。）のどこに対応策が反映されているのでしょうか。</p>	<p>第2章で挙げられた課題を解決するために必要な視点を各項目でまとめております。その視点を踏まえ、第4章の具体的な取組を策定しております。第4章の具体的な取組の横に、対応する視点を掲載しておりますので御参照願います。</p>	E
26	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>1 1～1 4ページ 第4章 これからの蔵書構成のあり方と取組内容</p> <p>第3章で利用の少ない年代の利用増加や高齢化の進行を踏まえた蔵書構成が必要としていますが、この点に関する取組方針を記載してほしいです。</p>	<p>利用の少ない年代の利用増加については、基本方針1(1)②、(2)⑥⑦にお示ししております。また、高齢化の進行を踏まえた取組については、基本方針3にお示ししておりますので御参照願います。</p>	C
27	1	<p>(原文・整理要約 有・無)</p> <p>1 1～1 5ページ 第4章～第5章</p> <p>第4章からは中央図書館のみの文章構成です。さらに5章以下は蔵書を増やさないため手段でないのでしょうか。</p>	<p>第4章については、図書コーナーも含めた市全体の蔵書構成をどのようにするのかをお示ししております。また、第5章については、要綱や基準等について、課題解決の支援や個人貸出が可能な視聴覚資料の収集、除籍対象資料と事由が明確になるように見直しを行ったものであります。</p>	D

28	1	(原文・整理要約 有・無) その他 本計画の評価については、第三者機関を設置・活用し、広く進捗状況を点検していただきたいです。	本計画の評価については、学校教育や社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行っている方や学識経験者など、図書館運営に関する知識を有している図書館協議会の方々にご意見を伺いながら進めていきたいと考えております。	C
29	2	(原文・整理要約 有・無) その他 本計画に資料購入計画と除籍計画が記載されていない理由を説明してほしいです。また、10年間の資料購入計画と除籍計画を記載してほしいです。	第2章1蔵書冊数や貸出利用率等の変化に平成30年度の蔵書受入冊数と除籍冊数を記述した上で現在の蔵書冊数をお示しするよう改めます。しかし、既存施設内に新たな書架の増設等を行っても令和5年度には所蔵スペースが許容範囲を超えると考えております。そのため、令和5年度以降については、受入冊数と同数の除籍が必要となることから、数値としてお示ししてはおりませんが、毎年、約1万4千冊程度の蔵書の入替えが必要と考えております。	A
30	1	(原文・整理要約 有・無) その他 本計画は、蔵書構成計画か配架計画のようで、図書館の役割である蔵書の数量と質をどう保持、充実するかに触れておらず不安が残る内容です。	各基本方針において、図書館が目指す蔵書のあり方をお示しており、それを実現する具体的な取組を掲載しています。これらの取組を進めることで蔵書量の確保と質の向上に努めてまいります。	E

反映区分	提出された意見の反映状況
A	意見を受けて案を修正したもの
B	案と意見との趣旨が同様と考えられるもの
C	案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの
D	案に取り入れなかったもの
E	案の内容についての質問等

「原文」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見そのものであり、整理、要約、削除等をしていないものをいいます。担当課において、原文の備付けや閲覧による対応が必要となります。「整理要約」とは、提出者の氏名、連絡先等を除いた提出された意見を整理、要約、削除等をしたものをいいます。

なお、「原文」・「整理要約」のいずれの場合であっても、第三者の利益を害するおそれがあるとき（個人のプライバシーに係る事項、企業秘密等）や、その他正当な理由があるとき（提出意見を公にすることにより公益上の支障があるとき等）は、その部分について除くことができます。